

平成 14 年 11 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社シーエスアイ
代 表 者 名 代表取締役社長 杉本恵昭
(コード番号4320 東証マザーズ)
問 合 せ 先 常務取締役管理部長 浜辺武志
(T E L 011 - 271 - 4371)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 14 年 11 月 15 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションの実施等を目的として、株主以外の者に対し特に有利なる条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 14 年 12 月 19 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ストックオプション制度を導入する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由
当社の取締役及び監査役並びに従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めること、当社の取引先及び当社の取引先の役員及び従業員の当社事業に対する協力体制の強化、当社事業への参加意識を高めることを目的として、以下の要領により新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役及び監査役並びに従業員、当社の取引先及び当社の取引先の役員及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 600 株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で新株予約権者が行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生じる 1 株の 100 分の 1 に満たない端数については、これを切り捨てるものとし、以下の調整の場合も同様とする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が吸収分割若しくは新設分割を行う場合には、当社は必要と認める目的たる株式の数の調整を行うことができる。

(3) 発行する新株予約権の総数

600 個（新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は 1 株とする。ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限とする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額）

新株予約権発行の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使、旧商法 280 条ノ 19 及び旧新事業創出促進法第 11 条ノ 5 の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数とし、当社が自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前の時価」を「自己株式処分前の時価」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が吸収分割若しくは新設分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 17 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者のうち、当社の取締役及び監査役並びに従業員は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。新株予約権者のうち、当社の取引先は、権利行使時においても当社と契約を締結していること、当社の取引先の役員及び従業員は、権利行使時においても当社と契約を締結している取引先又はその関係法人の役員又は従業員であることを要する。

新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとする。ただし、新株予約権者のうち、当社の取締役及び監査役並びに従業員が業務上災害で死亡した場合で、事前に相続人の届出がある場合は、この限りでない。新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が法令、当社の内部規則若しくは当社との契約に違反する行為を行った場合、新株予約権者が破産及び破産に準ずる状態に陥った場合、新株予約権の割当の目的上、新株予約権を行使させることが相当でないとして当社取締役会において判断した場合は、新株予約権を行使することができないものとする。

当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において、上記以外の新株予約権の権利行使の制限、新株予約権返還事由、その他の事項を定めることができるものとする。

(8) 新株予約権の消却の事由及び消却条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができるものとする。

新株予約権者が権利を行使する前に、権利行使の条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当該新株予約権について無償で消却することができるものとする。

上記のほか、当社はいつでも新株予約権を取得し、これを無償で消却することができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(注) 新株予約権の具体的な発行及び割当の内容は、平成 14 年 12 月 19 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件とし、同株主総会以後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以上